

# 一般社団法人 日本ろう者スキー協会

## 倫理規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本ろう者スキー協会（以下「本協会」という）の事業に参画するもの及び本協会に登録する強化指定選手、強化スタッフ等の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、事業を公正かつ適正に運営し、よって定款第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、定款第7条に規定する代議員、第25条に規定する理事及び監事、第55条に規定する名誉会長、名誉副会長、相談役及び顧問、第56条、57条に規定する委員会の活動に参加する者（以下「役員等」という）及び第58条に規定する事務局職員並びに本協会が設ける登録制度に登録する強化指定選手（以下、「選手」という）、強化スタッフ（以下、「スタッフ」という）等に適用する。

### (役員及び職員の基本責務)

第3条 役員及び職員は、定款第3条に規定する目的を達成するため、本協会の定款及び諸規則に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

### (役員及び職員の遵守事項)

第4条 法令及び本協会の定める規則を遵守しなければならない。

- 2 役員及び職員は、暴力、ハラスメントおよびドーピング等薬物乱用などの行為を行ってはならない。
- 3 役員及び職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 4 役員及び職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己・特定団体の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 5 役員及び職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- 6 役員及び職員は、反社会的勢力とは一切の関係をもってはならない。
- 7 役員及び職員は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを律し、本協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

### (選手、スタッフ等の遵守事項)

第5条 選手、スタッフ等は、暴力、ハラスメントおよびドーピング等薬物乱用はもとよ

- り、本規程並びに本協会の倫理に関する指針に定める該当事項を遵守しなければならない。
- 2 選手、スタッフ等は、反社会的勢力とは一切の関係をもってはならない。

### (倫理委員会)

第6条 本規程の実効性を確保するため、本協会に倫理委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

- 2 委員会の構成は次のとおりとする。
  - (1) 倫理委員長（以下、「委員長」という）は、会長とする。
  - (2) 副会長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときまたは委員長に事故があるときは、その職務を行う。
  - (3) 倫理委員（以下、「委員」という）は、副会長、理事、事務局長とし、必要に応じて外部学識経験者の中から委員長が指名する。
  - (4) 委員のうち、通報者及び被通報者と直接利害関係を有する委員は委員会の審議に加わることができない。
- 3 委員長及び委員の任期は、委嘱日より開始し、本協会の理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。
- 4 委員会は委員長が招集、委員長が議長となり、議事は委員の合意により決定する。
- 5 委員会は、次の事項を所掌する。
  - (1) 本協会及び役員及び職員の綱紀粛正の維持・推進に関すること
  - (2) 法令違反及び倫理規程及び倫理に関する指針に違反する処分に関すること
- 6 委員会は非公開とする。
- 7 委員は、委員会が会長に答申する答申書面以外に入手した当該事案に関する事実を秘密として保持し、他に漏らしてはならない。

### (違反行為への対応)

第7条 本規程の第2条に規定するものが本規程に反する行為を行った恐れがあると認められる場合は、事務局は調査を行い、本規程に違反する行為を行ったと認められる場合は、会長に報告を行う。

- 2 違反行為に対して本協会としての処分が必要と判断された場合、会長は、理事会の決議を経て倫理委員会に対して事実調査に基づく処分審査を諮ることができる。
- 3 会長は、倫理委員会の意見を聴取した上で、別に定める処分手続に関する規程に基づく必要な処分を決定することができる。

### (改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 附 則

1. 倫理委員会の運営を含む本規程の施行に関し必要な事項は、別に定める細則による。
2. 本規程は、平成27年11月1日より施行する。

平成29年6月28日 一部改訂